

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸付額 二人以上世帯 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内

- 貸付期間 原則3カ月以内
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 10年以内(120回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込み方法 原則、郵送申請でお受けしております。 申請書類はホームページよりダウンロードできます。

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか)
- (2) 住民票(世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの、マイナンバーなし)
- (3) 預金通帳かキャッシュカードの写し(貸付金を振込む金融機関名・支店・口座名義・口座番号がわかる部分)※本人名義に限る
- (4) 印鑑(認め印)
- (5) 在留カード(外国籍の方の場合)

※すでに緊急小口資金(特例貸付)の銀行振込を受けた方は、(3)の預金通帳かキャッシュカードの写しに加え、「振込を受けた銀行名・口座番号と、振込日・振込元(東京都社会福祉協議会)・金額」が記載された部分の写しを添付すれば、(1)本人確認書類および(2)住民票の提出を省くことができます。(借受後、転居等の方を除く)

■ お申込みに当たって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所を避け、居住地の区市町村の社会福祉協議会に電話でご相談ください。

■ 貸付金の送金 ご指定の金融機関口座(ご本人名義に限る)に1か月ごと分割振込み

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

◎お問い合わせ先

目黒区社会福祉協議会 電話 03-3711-4995

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館3階